

国民健康保険の届け出を忘れずに！

1 社会保険等に参加または社会保険等から離脱したとき

職場の健康保険等に参加または職場の健康保険等から離脱したときは、国民健康保険（以下、国保）の脱退や加入の届け出が必要です（被扶養者も含む）。職場の健康保険に加入しても、**職場では国保を脱退する手続きは行いません**ので、忘れずに届け出をお願いします。

こんなとき	必要な書類	共通して必要なもの
社会保険等に参加	国保の保険証、職場の保険証（未交付のときは健康保険等資格取得証明書）	<ul style="list-style-type: none"> 届出人と対象者のマイナンバーが分かるもの 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）
社会保険等から離脱	健康保険等資格喪失証明書	

※つがる市国保の資格喪失後に、国保の保険証を使って医療機関を受診した場合、保険給付分（7～10割）を返還請求させていただく場合があります。

2 進学のためつがる市外に転出するとき

現在つがる市の国保に加入している方が、進学のため市外に転出するときは、届け出をすることによって、「学生用の被保険者証」（以下、マル学）を使用できます。マル学を交付された方は、つがる市の世帯の国保加入者として取り扱います。新年度も学生である場合は、マル学の更新が必要です。在学中の毎年4月に手続きをしてください。なお、退学・社会保険等に参加した場合は、つがる市の国保を脱退する手続きが必要です。

【マル学に関する届け出】

こんなとき	必要な書類	共通して必要なもの
進学で転出（マル学）	国保の保険証、在学証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 届出人と対象者のマイナンバーが分かるもの 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）
マル学更新（在学中毎年4月）	新年度の在学証明書（原本）	
退学	国保の保険証、退学したことが分かるもの	
社会保険等に参加	国保の保険証、社会保険等の保険証（未交付のときは健康保険等資格取得証明書）	
マル学の方がつがる市に転入	国保の保険証、転出証明書（市民課の窓口で転入手続きの際に必要です）	

※国保年金課での各種手続きの際は、対象者と別世帯の方が手続きする場合、委任状が必要です。

委任状は市ホームページからダウンロードできるほか、下記までお電話いただければ郵送します。

【届け出・問い合わせ先】 国保年金課 電話42-2111（内線273・271・278）

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

国保・社保の切り替え手続きはインターネットからでもできます



マイナポータル「ぴったりサービス」を利用して、オンラインで「国保・社保」の切り替え手続きができるようになりました。

マイナンバーカードをお持ちであれば、市役所に来庁することなく、マイナポータルアプリ対応のスマートフォンやパソコンから、いつでもどこでも手続きができます。

詳細は市ホームページ（QRコード）をご確認ください。



【問い合わせ先】 国保年金課
電話42-2111（内線273・271・278）

転出届はマイナポータルが便利！



マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルからオンラインでも転出の届け出ができます。スマートフォン用電子証明書搭載サービスに対応した端末（現在Android端末のうち、約200の端末に搭載可）をお持ちの方は、スマートフォンのみで手続きができます。詳細は右のQRコードをご確認ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先の市区町村窓口で転入届等の手続きが必要です。

【問い合わせ先】 デジタル推進室
電話42-2111（内線440）



マイナポータル「引越しの手続きについて」



デジタル庁「引越しの手続きオンラインサービスについて」

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の手当額が変わります

2023年全国消費者物価指数の実績値が公表され、物価変動率(対前年比+3.2%)を踏まえ、各手当は3.2%引き上げとなり、4月以降は下記のとおり改定されます。

児童扶養手当		手当月額【改定前】	手当月額【改定後】
本体額	全部支給	44,140円	45,500円
	一部支給	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,420円	10,750円
	一部支給	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,250円	6,450円
	一部支給	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円

特別児童扶養手当等		手当月額【改定前】	手当月額【改定後】
特別児童扶養手当	1級	53,700円	55,350円
	2級	35,760円	36,860円
特別障害者手当		27,980円	28,840円
障害児福祉手当		15,220円	15,690円
経過的福祉手当		15,220円	15,690円

※障害の程度や所得状況により支給の対象とならない場合があります。

ご存じですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

【児童扶養手当とは】

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じく(※1)していない児童を育成する家庭の生活の安定と自立を促進し、児童福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

【特別児童扶養手当とは】

心身に障害のある20歳未満の児童を監護(※2)している父または母や、父母に代わってその児童を養育(※3)している方に対し、障害をもつ児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

(※1)消費生活上の家計が同一であることを一応の基準としています。

(※2)監督し保護することであり、主として児童の生活について配慮し、日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

(※3)児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持することをいいます。児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している場合は、手当を受けることができません。また、ご家庭の所得状況によっては、手当を受けることができないことがあります。

手当に関するご相談は随時受け付けています。制度内容や支給額などの詳細は、直接担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当について 子育て健康課 電話42-2111 (内線309)
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当について 福祉課 電話42-2111 (内線233)

広 告

★初めての方大歓迎★

ボタン付けや
まつり・糸切り作業等
自宅でする簡単な作業

まとも内職さん
募集

材料・仕上げ品は
当社で集配達

お休み調整可能

社員も募集中

小さなお子さんがいる方も
大丈夫



株式会社 木造奥田縫製

つがる市木造大畑宮崎 32-19
TEL.0173-42-1730

お電話お待ちしております。
お気軽にお問い合わせください！